

## 那覇市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。次条において「基準省令」という。))その他の法第44条第3項の規定に基づく主務省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第52条第3項、第4項及び第5項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 指定障害者支援施設の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 指定障害者支援施設の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 指定障害者支援施設の設置者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。  
(法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の24の2第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害者支援施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

2 指定障害者支援施設の設置者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(指定障害者支援施設の建物に関する経過措置)

2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の前日にされた法第29条第1項の規定による障害者支援施設の指定に係る建物については、当分の間、適用しない。